

兵庫県大気汚染常時監視システム業務提案コンペ募集要項

1. 趣旨

本県では、大気汚染の状況の常時監視及び緊急時の措置等の業務において、情報処理システム「大気汚染常時監視システム」を導入、活用していますが、同システムの賃貸借期間が平成 17 年 2 月末に満了となります。ついては、システムの更新にあたり、優れた技術提案を広く募集するため、業務提案コンペ（以下、「コンペ」という。）を実施します。

2. 業務提案コンペの概要

(1) 名称

大気汚染常時監視システム業務提案コンペ

(2) 募集内容

大気汚染常時監視システムに係る、設計、賃貸借、運用保守に関する業務で、システムの更新導入から稼働後サポートまでを含めた全ての事項

(3) 仕様

別添のとおり

(4) 事務局

兵庫県健康生活部環境局環境情報センター 担当：環境情報係 北村尚志、手木雅一

住 所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁 3 号館 12 階

電 話：078-341-7711(代表)内線 3335,3336 078-362-3276 (直通)

F A X：078-362-3914

E-mail：kankyouchousenta@pref.hyogo.jp

3. 応募資格

(1) 大気汚染常時監視システム又は大気汚染常時監視システムと類似のシステムについて、都道府県に導入した実績並びに現在稼働中のシステムを有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、応募書類の受付期間において受けていない者であること。

(4) 県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続開始の申立て、和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

4. 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア) 方法

募集要項は、事務局において配布します。

イ) 期間

平成 16 年 8 月 16 日 (月) から同年 9 月 3 日 (金) まで
平日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで

ウ) 説明会

募集要項の配布時に説明を行い、それをもって説明会にかえるものとします。

エ) 応募登録

募集要項の受領をもって、応募登録を受けた者 (以下、「応募登録者」とします。

(2) 応募の受付

ア) 方法

応募登録者が事務局に持参してください。

イ) 期間

平成 16 年 9 月 6 日 (月) から同年 9 月 7 日 (火) まで
平日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで

ウ) 面接

受付時に書類確認、必要事項の面接を行います。

エ) その他

応募辞退の場合は、文書により申し出てください。

(3) 内容についての照会

ア) 期間

平成 16 年 8 月 18 日 (水) から同年 8 月 24 日 (火) まで
平日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで

イ) 方法

別添様式第 1 号により、簡潔に照会内容等を記載の上、事務局あて FAX 送信してください。また、あわせて電話により到着確認をしてください。

ウ) 回答

回答は平成 16 年 8 月 30 日 (月) までに質問者あて通知します。
なお、内容によっては、応募登録者全員に通知することとします。

5. 応募図書

(1) 種類及び提出部数

(提案書等)

- ア) 応募申込書 (様式第 2 号) 1 部
- イ) 業務提案書 10 部
- ウ) 業務提案書の概要版 10 部
- エ) 見積書 (様式第 3 号) 1 部

(付属資料)

- オ) 会社概要 (様式第 4 号) 1 部
- カ) 類似システムの実績等 (様式第 5 号) 1 部
- キ) 兵庫県庁でのシステム実績 (様式第 6 号) 1 部

- ク)業務担当予定者の略歴等 (様式第7号) 1部
- ケ)業務取組体制図 (様式第8号) 1部

(2) 形式及び内容

別記のとおり

(3) 留意事項

- ア) 応募図書の著作権は、応募者に帰属します。
- イ) 応募図書は、非公開とします。
- ウ) 応募図書は、返却しません。

6. 応募に要する費用

応募図書の作成、提出及びコンペの参加に係る費用については、全て応募者の負担とします。

7. 当選者の決定方法及び発表

(1) 選考方法

選考は、大気汚染常時監視システム審査委員会(以下、「委員会」という。)において、別記のとおり行います。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を当選者と決定します。

(3) 発表方法

当選者については、応募者全員に対して、文書で通知します。

(4) 失格

以下のような場合、失格とすることがあります。

- ア) 事務局を通じないで、県関係者に対してコンペに関する問合せ等をした場合
- イ) 審査委員又は関係者にコンペに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- ウ) 応募図書が本要項に示された事項を満たしていない場合
- エ) 応募図書に虚偽の内容が記載されている場合
- オ) その他、直接又は間接に公平な審査に支障を来たした場合

8. 当選後の取扱い

- (1) 当選者は、大気汚染常時監視システムの設計等に係る事業予定者となります。
- (2) 事業予定者は、業務実施計画書を作成し、県の承認を受けることにより事業者となります。
- (3) 業務の詳細については、応募図書等の内容をもとに、県との協議のうえ、仕様等を決定するものとします。

9. その他

- (1) コンペに関する問合せ等全てについては、事務局を通じてください。
- (2) 応募図書は応募者に無断で使用しないものとしますが、審査作業に必要な範囲において複製を作成します。

(3) 契約は、本業務に係る予算の議決、その予算の執行が可能となることを条件として、締結するものです。